

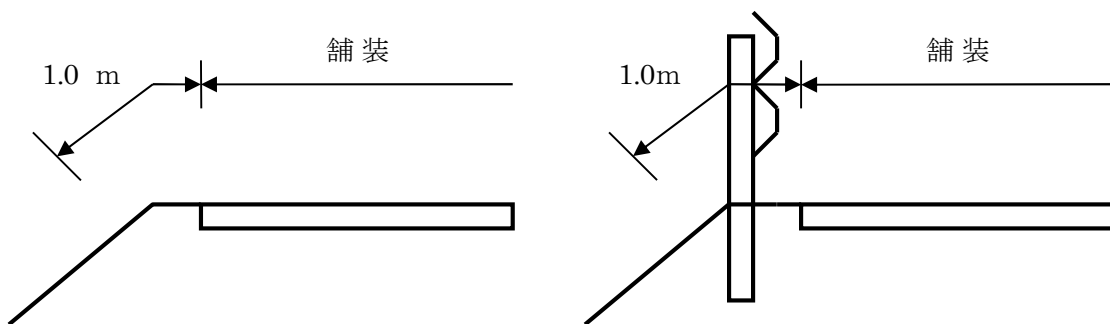
特記仕様書

○ 作業時期について

1回目については、**契約日から令和8年8月4日まで**の間に、2回目については**令和8年10月1日から令和8年10月30日まで**の間に作業すること。ただし、草の伸びる状況により交通の支障となるような場合、または地元の要望があるなどの場合は市監督員の承諾を得て、上記の期間より変更して作業することができる。

○ 草刈りの範囲について

草刈りの範囲については下図を原則とする。(詳細は別途図面参照)
設計どおりでは不具合が生じた時や地元要望等があれば監督員と協議すること。**協議せずに作業した場合、変更の対象とならない**ので注意すること。



○ 作業確認について

受託者は、受託期間中の作業について随時監督員の確認を受けるものとする。**現場草刈り作業終了後には、速やかに監督員に連絡**すること。刈り残しなどある場合には再度、作業を指示する。また、**着手前に計画工程表及び下請負通知書添付並びに資料関係を提出すること。**

なお、**1回目及び2回目の作業完了時に、実施報告書（記録写真、出来高数量資料、処分伝票及び集計表、交通誘導員伝票及び集計表、各種申請書および許可証（写）、完成写真等）を提出すること。**

○ 安全対策関係について

本委託業務の実施に当たっては、**必ず道路許可申請を行い**、交通誘導員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意し施行するものとする。施行計画書で詳細な計画を行い、事前に監督員の承諾を得た後に実施すること。

なお、交通誘導員としてのべ**20人**を見込んでいるが、道路許可申請における警察との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。交通誘導員の増減は変更対象とする。

○ 刈草の処分先について

- ・刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。

再資源化施設 タマタイ産業(株) 岡山市北区御津下田地内
運搬距離 片道 28.8km

- ・野焼きは絶対に行わないこと。
- ・作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- ・持ち込む施設を事前に報告すること。
- ・刈草を搬入するときは、持ち込む施設に事前に確認すること。

※岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。

なお、上記施設については、処分先を指定するものではないが、再資源化施設へ持ち込む場合は岡山市の一般廃棄物処分業許可業者にて処分を行うこと。

- ・自社処分を行った場合は、設計書で計上されている処分費を減額（0円）にし、変更契約を行うものとする。また、処分したものを再利用又は販売する場合は、その価値に応じて設計金額から減額し、変更契約を行う。（スクラップ費と同等の考え方をする。）

○ 業務責任者

- ・受注者は、契約締結後、速やかに業務責任者の届け出を行うこと。

・業務責任者は作業現場に常駐し、管理監督を行うこと。

○ 草刈り方法について

- ・草刈りは機械除草（肩掛式）で積算している部分について、機械除草（ハンドガイド式又は遠隔操縦式、乗用式等）等の他の機械で作業を行う場合は変更協議対象とする。

・草刈りに刈払機を使用して作業を行う場合、「刈払機取扱作業安全衛生教育」を受講した者を配置すること。また、刈払機を使用する作業従事者について、作業着手までに受講した結果を示す記録や修了証などを提出すること。

○ 段階確認

・低入札価格調査を行い契約した委託は、通常の完了検査に加えて、下記作業の作業完了後に段階確認を行うこと。なお、履行場所が複数ある委託は、別途監督員が指示する路線において、下記作業の段階確認を1回以上行うこととする。

段階確認を行う作業：除草

段階確認の様式は段階確認書様式を用いて段階確認毎に提出すること。

○ その他

草刈後は早急に後片づけを行うこととし、周辺の田畑、側溝等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。

○ 部分払い

契約金額が 4,000,000 円を超える場合、受託者は既済部分検査に合格した既済部分について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は1回を超えることができない。金額については、既済部分に対する代価の90%以内で契約金額の50%以内の額とする。